

議員提出第10号

介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成28年9月26日

提出者 吉川市議会議員 濱田 美弥

賛成者 吉川市議会議員 佐藤 清治

〃 岩田 京子

〃 稲垣 茂行

吉川市議会議長 互 金次郎 様

提案理由 口頭

介護保険制度のサービス縮小を行わないことを求める意見書

社会保障審議会介護保険部会は、次期介護保険制度の見直しのために、本年7月から「軽度者への支援のあり方」、「福祉用具・住宅改修」などについて本格的な議論を始めています。「介護保険の持続可能性の観点」「要介護3以上の人のサービス重点化」が強調され、社会保障費抑制のために、さらなる利用者負担の増加、軽度者の切り捨てが予想されます。

今回の議論では、要介護1（約122万人）、要介護2（約108万人）の同サービスについても市町村事業に移行する案が出されています。

また、軽度者向けの福祉用具貸与（歩行器の貸し付けなど）・住宅改修（手すりの取り付けなど）の利用を原則自己負担化すること、要支援1・2の生活援助サービスを原則自己負担化することも論点です。

さらに、現在、介護サービスの利用料負担は原則1割（昨年8月から一定以上の収入のある世帯については2割）ですが、これを原則2割に引き上げる案なども検討されます。

生活援助サービスは在宅高齢者の日々の暮らしを支え、また、福祉用具・住宅改修は、転倒や骨折を予防し、ともに高齢者が地域で自立した生活を継続する生命線です。もしも、軽度者向けサービスの自己負担化や、利用料の引き上げが行われれば、軽度者、低所得世帯などの切り捨てにつながりかねません。

高齢者の自立した生活を支援し、要介護状態の重度化を防ぐという介護保険の理念に基づき、また、家族の「介護離職ゼロ」を実現するためにも、介護保険制度のサービス縮小を行わないよう強く求めます。

記

一、要介護1・2の生活援助サービスは、現行通り、介護保険給付の対象とし、市町村の地域支援事業へ移行しないこと。あわせて、現在、地域支援事業に移行が進められている要支援1・2の生活援助サービスの状況を把握し、高齢者が安全、安心に暮らせるよう改善を図ること。

一、福祉用具・住宅改修と、要支援1・2の生活援助サービスについて、利用者の負担を増す原則自己負担化を行わないこと。

一、介護保険の自己負担割合（原則1割）の引き上げや、負担額に上限を設けている「高額介護サービス費」の限度額の引き上げを行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月26日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

社会保障・税一体改革担当大臣